

令和 2 年 4 月 10 日

小中学校保護者の皆さまへ

犬 山 市 長 山田 拓郎
犬山市教育委員会教育長 滝 誠

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業延長のお知らせ

現在、4月23日まで臨時休業期間として感染拡大防止にご協力をいただいているところですが、本日、愛知県知事が、「緊急事態宣言」を出し、不要不急の外出や移動の自粛を求める考えを示しました。

これにともない、当市の小中学校の臨時休業期間を5月6日まで延長することとしました。何とぞ、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 授業再開

- 5月7日(木) ※5/7・8日は給食なしで下校。 5/11(月)から全日日程で授業を行う。
- 感染の長期化による更なる臨時休業の延長も想定し、「遠隔教育」(※1)の検討を進めています。導入の可否を判断するにあたって、各家庭の通信環境や端末などを活用させていただけるかどうかが重要となります。そのため各家庭の状況を把握させていただく必要があり、その調査を行いたいと考えています。

子どもたちの学習機会を保障するため大変重要な調査ですので、ご理解ご協力をお願いいたします。調査対象は小学校2年生以上のお子様の保護者とし、来週実施していただけるように準備を進めています。小学校1年生のご家庭の調査は改めて行います。

(※1)・・・タブレットなどを使って、教師と子供が直接対面せず離れた場所から行う教育

2 臨時休業中の健康状態の把握について

- お子様ご家族、同居者の健康管理には十分ご注意ください。
- 発熱、息苦しさなどの体調不良が続く場合は、早めに医療機関をご受診ください。

3 臨時休業中における学校と家庭との連絡方法について

- 学校では家庭からの電話を受け付けています。
- 学校からのお知らせは、メール配信とホームページにて情報を提供します。

4 家庭での過ごし方について

- 不要不急の外出は避け、できる限り自宅で過ごし、感染予防に努めてください。
- バランスのよい食事と十分な休養に留意し、規則正しい生活に心がけてください。
- 計画的な学習や適度な運動など、生活のリズムを保つようにしてください。
- 臨時休業中は、校舎へは自由に出入りできません。ご用件は電話でお願いします。

5 児童クラブ(学童保育)の利用について

- 密閉・密集・密接を避けるため、小学校の教室等を活用します。1教室あたり15名程度で実施します。
- 「緊急事態宣言」の意味を重く受け止めていただき、家庭での保育が可能であれば児童クラブの利用を自粛してください。詳細は、子ども未来課から改めてお知らせします。

6 自主登校教室について

- 「緊急事態宣言」の下、より厳重な警戒が必要です。どうしてもお子様を留守番させておくことが心配な

ご家庭についてはご利用ください。

- 設置期間 令和2年4月10日（金） ～ 令和2年4月28日（火）
- 設置時間 午前9時00分 ～ 午後3時00分
- 対 象 小学校1年生 ～ 6年生
- 形 態 児童の自主学習を学校教員が見守ります。
- 費 用 無料
- 昼 食 弁当持参(必要な方のみ)
- そ の 他 ・子どもたちがストレスを貯めないよう、適度な運動を取り入れます。
・感染リスクを伴うため、できる限りご家庭で過ごす方法を講じてください。

7 給食について

- 5月11日(月)から開始します。
- 5月分の給食費は、6月に集金させていただきます。

8 中学校の部活動について

- 臨時休業期間は、活動を休止します。

9 その他

- 新型コロナウイルス感染症の状況により、計画を変更しなくてはならない状況が生じます。その際は、各学校よりメール配信を行うとともに、ホームページでお知らせしますのでよろしくお願いします。
- 臨時休業期間、電話連絡により、児童生徒の健康状態と学習への取り組み状況を確認することがあります。保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルスは無症状の方からも感染すると言われていますので、児童生徒及びご家族がいつ感染するか分かりません。以下のような症状が見られるような場合は、速やかに医療機関にご相談ください。

- 1) 37.5℃以上の発熱など風邪症状が続く場合
- 2) 強いだるさ(倦怠感)を感じる場合
- 3) 息苦しさ(呼吸困難)を感じる場合
- 4) 肺炎の症状(胸が熱い・咳が出る・胸の痛み)がある場合
- 5) 味覚に異常(味がしない)を感じる場合
- 6) 臭覚に異常(臭いがしない)を感じる場合

〈連絡先〉 犬山市教育委員会 学校教育課
0568-44-0350